

改正 (案)	現行	備考
<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空安政第2214号</u> <u>令和7年12月24日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則 計器飛行証明 (飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空航第3037号</u> <u>令和4年3月29日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則 計器飛行証明 (飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	

改正 (案)	現行	備考
<p>I. 一般</p> <p>1. 計器飛行証明（飛行機）に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。</p> <p>2. 実技試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により行わせる。</p> <p>2-1 実機による実技試験では全ての科目を模擬不作動状態で実施する。</p> <p>2-2 模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）による実技試験では全ての科目を完全な不作動状態で実施する。</p> <p>3. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。<u>ILS進入が実施できない場合、LPV進入（原則、決心高200フィート。止むを得ない場合は決心高250フィート以下。）は精密進入として扱うことができる。</u></p> <p>4. 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、試験に使用する航空機に適用される最低値とする。</p> <p>5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>6. フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>6-1 フードの要件</p> <p>6-1-1 着脱が容易であること。</p> <p>6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>6-2 フードの使用を開始及び終了すべき時期</p> <p>6-2-1 フードの使用の開始時期は、試験官の指示によるものとする。</p> <p>6-2-2 精密進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了</p> <p>6-2-3 精密進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了</p> <p>6-2-4 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、航空機が最低降下高度に100フィートを加えた高度以下であり、かつ目視降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900メートルの距離に達したときに終了</p> <p>6-2-5 非精密進入に続いて周回進入を行う場合は、航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したときに終了</p>	<p>I. 一般</p> <p>1. 計器飛行証明（飛行機）に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。</p> <p>2. 実技試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により行わせる。</p> <p>2-1 実機による実技試験では全ての科目を模擬不作動状態で実施する。</p> <p>2-2 模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）による実技試験では全ての科目を完全な不作動状態で実施する。</p> <p>3. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。</p> <p>4. 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、試験に使用する航空機に適用される最低値とする。</p> <p>5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>6. フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>6-1 フードの要件</p> <p>6-1-1 着脱が容易であること。</p> <p>6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>6-2 フードの使用を開始及び終了すべき時期</p> <p>6-2-1 フードの使用の開始時期は、試験官の指示によるものとする。</p> <p>6-2-2 ILS進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了</p> <p>6-2-3 ILS進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了</p> <p>6-2-4 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、航空機が最低降下高度に100フィートを加えた高度以下であり、かつ目視降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900メートルの距離に達したときに終了</p> <p>6-2-5 非精密進入に続いて周回進入を行う場合は、航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したときに終了</p>	

改正 (案)				現行				備考
3. 基本的な計器による飛行				3. 基本的な計器による飛行				
(目的) 計器飛行の基本的な科目全般について判定する。				(目的) 計器飛行の基本的な科目全般について判定する。				
(注) 1. 模擬計器飛行により行う。 2. 飛行機の准定期運送用操縦士技能証明を有する者は(3-1)を行わない。				(注) 1. 模擬計器飛行により行う。 2. 飛行機の准定期運送用操縦士技能証明を有する者は(3-1)を行わない。				
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
3-1	基本操作	次の順序で一連の科目を行わせる。 (削除) <u>1.</u> 巡航形態から進入形態へ移行 <u>2.</u> 右又は左の標準 180 度水平旋回 <u>3.</u> 昇降率毎分 500 フィートで、左又は右の標準 180 度上昇旋回に引き続き右又は左の標準 180 度降下旋回 (注) 1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。 2. <u>標準旋回を行わせる。</u>	1. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。 2. 昇降率は毎分±200 フィート以内の変化であること。	3-1	基本操作	次の順序で一連の科目を行わせる。 <u>1.</u> <u>巡航形態で左又は右の 360 度タイムド・ターン (水平旋回)</u> <u>2.</u> 巡航形態から進入形態へ移行 <u>3.</u> 右又は左の標準 180 度水平旋回 <u>4.</u> 昇降率毎分 500 フィートで、左又は右の標準 180 度上昇旋回に引き続き右又は左の標準 180 度降下旋回 (注) 1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。 2. <u>タイムド・ターン以外は標準旋回を行わせる。</u>	1. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。 2. 昇降率は毎分±200 フィート以内の変化であること。	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
5-4	計器進入方式	<p>(非精密進入) 運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、ADF進入及びレーダーベクターに引き続くLOC進入を除く。</p> <p>(注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。</p>	<p>1. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット以内の変化であること。</p> <p>3. 最終進入中の諸元は、速度は±10ノット トラッキングは、CDIの中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ1/2、RMIの±5度又はクロストラックエラーはRNPの1/2以内の変化であること。</p> <p>4. [直線進入を行う場合] 目視降下点又はこれに相当する地点を、最低降下高度に100フィートを加えた高度以下で通過できること。 [周回進入を行う場合] 進入復行点までに最低降下高度に降下できること。</p> <p>5. 最低降下高度に到達後 高度は+50フィート -20フィート 以内の変化であること。</p>	5-4	計器進入方式	<p>(非精密進入) 運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、ADF進入及びレーダーベクターに引き続くLOC進入を除く。</p> <p>(注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。</p>	<p>1. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット以内の変化であること。</p> <p>3. 最終進入中の諸元は、速度は±10ノット トラッキングは、CDIの中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ1/2又はRMIの±5度以内の変化であること。</p> <p>4. [直線進入を行う場合] 目視降下点又はこれに相当する地点を、最低降下高度に100フィートを加えた高度以下で通過できること。 [周回進入を行う場合] 進入復行点までに最低降下高度に降下できること。</p> <p>5. 最低降下高度に到達後 高度は+50フィート -20フィート 以内の変化であること。</p>	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	新規
5-5	進入復行方式	<p>所定の方式により精密進入(多発機は1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (8-1) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート</p> <p><u>特定の針路で飛行する場合は、針路は ±10 度以内の変化であること。</u></p> <p><u>トラッキングを行う場合は、CD I フルスケール又はRMI の±10 度</u></p> <p>以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>	5-5	進入復行方式	<p>所定の方式により精密進入(多発機は1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (8-1) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート</p> <p><u>針路又はコースは±10 度</u></p> <p>以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>	

改正 (案)	現行	備考
<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年9月29日 国空航第1350号)</p> <p>この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年12月24日 国空安政第2214号)</u></p> <p>1. <u>この改正通達は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p>2. <u>この改正通達は、令和8年3月31日までは、従前どおりとすることができる。</u></p>	<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年9月29日 国空航第1350号)</p> <p>この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	